

社会福祉法人大阪社会医療センターの職務の執行に関する内部通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大阪社会医療センター(以下、「法人」という。)における、法令及び法人の規則等(以下、「法令等」という。)遵守の確保を目的に、職場における法令等違反行為を法人に通報する「内部通報制度」の取扱いを定める。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、理事長、理事及び理事長が法人の職員として任命(大阪市からの派遣職員を含む。)又は委嘱した者をいう。

(通報の義務)

第3条 職員は、法人において法令等違反行為が行われていることを知ったときは、直ちに次の事項を、法人に通報しなければならない。

- (1) その行為の具体的な内容
- (2) その行為を行っている者の氏名、所属、または、行為が行われている部門名
- (3) その行為が行われていることを知った経緯
- (4) その他その行為に関すること

2 職員は、法人において法令等違反行為が行われていることを知りながら、それを黙認してはならない。

(通報先)

第4条 通報先は、「理事長(担当:事務局次長)」並びに法人における公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する要綱第6条に定める内部統制連絡会議(以下「内部統制連絡会議」という。)専門委員(外部委員)とする。

(通報の方法)

第5条 通報は、口頭、電話、電子メール、郵便、ファックスで行うことができるものとする。但し、内部統制連絡会議専門委員には、郵便で行うものとする。

2 通報は、匿名で行うこともできる。

(通報者の保護)

第6条 事務局次長は、当該通報者の同意がなければ、その氏名を公開してはならない。

(事実関係の調査)

第7条 事務局次長は、通報を受けたときは、直ちに事実関係を調査する。

2 事実関係の調査に当たっては、通報者に対し、不利益な取扱いをされないよう十分配慮しなければならない。

3 事実関係の調査の結果、法令等違反行為が行われていることを確認したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

4 事実関係の調査の結果、法令等違反行為が行われていないことを確認した場合において、通報者の責任は問わないものとする。ただし、当該通報者が不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正な目的で通報したと認める場合を除く。

5 事実関係の調査に当たっては、当該調査対象となった者に対して不利益な取扱いを

されないよう十分配慮しなければならない。

(専門委員への報告等)

第 8 条 理事長は、内部通報の報告を受けたときは、前条に定める事実関係の調査結果を付して、内部統制連絡会議の専門委員(外部委員)に報告するものとする。

2 理事長は、報告を受けた内部通報が、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(大阪市条例第 16 号)に規定する公益通報に該当する場合は、できるだけ速やかに、大阪市福祉局に報告するものとする。

3 理事長は、次条に定める中止命令にあたり、必要があると認めるときは、内部統制連絡会議を招集し対応を協議することができる。

(中止命令)

第 9 条 理事長は、法令等違反行為を行っている者に対し、直ちにその行為を中止するよう命令する。

(通報者へのフィードバック)

第 10 条 理事長は、法令等違反行為を通報した者に対し、次の事項を報告する。ただし、匿名による通報の場合は、この限りではない。

- (1) 事実関係の調査の結果
- (2) 法令等違反行為について協会が講じた措置の内容

(懲戒処分)

第 11 条 法人は、法令等違反行為をし、法人、他の職員及び社会に重大な影響を与えた場合、当該職員を就業規則等関係規定に基づき懲戒処分に付する。

2 処分の内容は、次の事項を総合的に勘案して決定する。

- (1) 法令等違反の程度
- (2) 動機、目的
- (3) 法令等違反が行われた期間、回数
- (4) その他必要事項

(不利益な取扱いの禁止)

第 12 条 職員は、法令等違反行為を法人に通報した職員に対し、通報したことを理由とする不利益な取扱い(以下、「不利益な取扱い」という。)を行ってはならない。

(不利益な取扱いの通報)

第 13 条 法令等違反行為を法人に通報した職員は、不利益な取扱いを受けたときは、次の事項を正確に、理事長に通報しなければならない。

- (1) 不利益な取扱いの内容
- (2) 不利益な取扱いが行われた日時
- (3) 不利益な取扱いによる被害の程度
- (4) その他不利益な取扱いに関すること

(事実関係の調査)

第 14 条 事務局次長は、職員から不利益な取扱いについて通報を受けたときは、直ちに事実関係を調査する。

2 事務局次長は、事実関係の調査に当たっては、通報者に不利益が及ばないように十分配慮しなければならない。

(中止命令)

第 15 条 理事長は、事実関係の調査の結果、不利益な取扱いが行われていることを確認したときは、当該行為を行っている者に対し、直ちにその行為を中止するよう命令する。

(懲戒処分)

第 16 条 法人は、不利益な取扱いを行い、法人、他の職員及び社会に重大な影響を与えた場合、当該職員を就業規則等関係規定に基づき懲戒処分に付する。

2 処分の内容は、次の事項を総合的に勘案して決定する。

- (1) 不利益な取扱いの内容
- (2) 不利益な取扱いの期間、回数
- (3) 不利益な取扱いによって被害者が受けた被害の程度
- (4) その他必要事項

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。(第2条、第4条、第7条、第8条、第9条、第13条、第15条、法人代表者を「会長」から「理事長」に変更)
- 3 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。(第 8 条2項、「健康福祉局」から「福祉局」に変更)